

平成23年度 第3回金沢市入札制度評価委員会の審議の概要

開催日及び場所	平成23年11月24日(木) 金沢市役所 第3委員会室		
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 尾島 茂樹(金沢大学教授) 委員 川村 國夫(金沢工業大学教授) 委員 後藤 正美(金沢工業大学教授) 委員 米田 満(公認会計士)		
次第	1 開会 2 審議 (1) 審議事項 ア 工事等に係る入札及び契約手続きの運用状況等について (ア) 平成23年7月1日から9月30日までの期間の本市発注工事及び工事 関連委託業務の結果について (イ) 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について イ 委員があらかじめ抽出した工事等案件に係る業者選考等の経緯について ウ その他 3 閉会		
審査対象期間	平成23年7月1日～平成23年9月30日		
抽出案件	7件		
工事	制約付き一般競争入札	4件	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度城北水質管理センター浅野ポンプ場系統他滞水池築造工事 平成23年度若松配水池耐震補強工事 金沢市立小立野小学校プール棟及び金沢市学校給食小立野共同調理場改築工事(建築工事) 東部クリーンセンターポンプ等定期修繕工事
	指名競争入札		該当なし
	随意契約	1件	石引4丁目地内供給管及び配水管改良並びにガス管布設替工事
委託	制約付き一般競争入札	1件	大桑配水池耐震診断業務委託
	指名競争入札	1件	米泉町10丁目地内都市計画道路予備設計業務委託
	随意契約		該当なし
委員からの意見・質問、 それに対する回答	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	平成23年度の発注工事に係る入札・契約手続きの運用については、概ね適正に行われていると判断する。		

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
 金沢市総務局監理課
 電話:076-220-2101

別紙

総括

各委員からの意見は、概ね以下のとおりであった。

- 1 優良な施工、地元業者へのインセンティブが働く制度として、総合評価方式は必要な制度であり、基本的に維持していくこと。
 - 2 入札不調の事案を受けての制度改正は、単品スライド条項や見積期間・発注時期の見直しにより対応すること。また、プロポーザル方式や市内下請業者の優先使用については、地元企業を活性化させる視点から引き続き検討すること。
 - 3 最低制限価格付近での落札が常態化していることや、特定の企業が多く落札していることに対し、最低制限価格や落札制限のあり方について、現状を詳細に分析し検討すること。
- なお、意見の詳細は次のとおり。

意見・質問	回答
<p>1 工事に係る入札・契約手続きの運用状況等</p> <p>○ 入札不調案件について、予定価格は適正額であったのか。辞退となった理由はどのようなものか。また、再発注において、予定価格は変更を行ったのか。</p> <p>○ 入札不調案件は、設計時プロポーザル方式の対象となったものであるが、プロポーザル方式の対象になる基準はどのようなものか。</p> <p>○ 入札不調案件について、見積期間は具体的にはどのような期間であったか。</p> <p>○ 総合評価案件が入札不調の場合、通常の一般競争入札へ移行することは問題ないのか。</p> <p>○ 最低制限価格付近の応札が多い件について、現行のとおり円単位での価格競争を優先するか、または多少の金額差を範囲内とらえて抽選に委ねるなど機会均等を図るべきか、議論の必要があるのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算方法については従来どおり該当工種の積算基準に基づき積算しており、予定価格は適正であったと考えている。 辞退となった理由は、応札者の積算額が予定価格を下回ることができなかったためである。 具体的には、総合評価方式での市内下請事業者の優先利用への評価点の加算措置による下請事業者の限定化や、震災の影響により資材単価が上昇したこと、他自治体や民間からの発注が同時期に重なったことなどから下請事業者の見積価格が高価格になったこと、等が主だった理由である。 加えて、プロポーザル方式による設計は施工が高額になるイメージが応札者側にあったことで、参加業者の積算額が高くなったのではないかと考えている。 その他、建設業法の規定による見積期間は確保されていたが、技術資料の作成のための時間が参加業者にとっては短期間で、価格を精査、調整する時間的余裕がなかったのではないかと考えており、これらのことが複合して不調になったものと考えている。 再発注においては、予定価格は変更していない。 ・ 金沢市設計業務公募型プロポーザル方式実施要綱に基づいており、予定価格が5,000万円以上の設計業務のうち本市の歴史や景観等に考慮が必要なもの、かつ難易度が高い等の条件に該当する業務である。 ・ 見積期間は各々26日間と42日間であった。建設業法では5,000万円以上の工事については見積期間は15日以上とあるため基準は満たしている。 しかし、参加申請及び質疑提出までの期間が、短いもので2週間程度であった。今後、全体的な期間を検討する必要があると考えている。 ・ 当該案件は9月議会での議決が必要であった。再入札において、総合評価により執行した場合、日的に9月議会への議案提出が不可能であるため、通常の一般競争入札で執行した。 国において、総合評価案件で不調になった場合、指名競争入札にて執行した対応例があることから、通常の一般競争入札へ移行したことは、問題ないと考えている。 ・ 機会均等については、別途対応を検討している。現行は2億円以上の同時発注案件はいわゆる『だるま落とし』という形で落札制限を行っているが、落札制限の対象範囲を広げ、落札機会の均等化を図る等の対応が考えられる。
<p>2 委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等</p> <p>○ 特に意見なし。</p>	

3 委員があらかじめ抽出した工事に係る業者選考等の経緯

(1) 平成23年度城北水質管理センター浅野ポンプ場系統他滞水池築造工事

ア 予定価格が高額であるが、どのような工事概要であるのか。

・ 6,000㎡と1,500㎡の滞水池からなる地下式貯留水槽の築造工事である。

(2) 平成23年度 若松配水池耐震補強工事

ア 何について技術提案を求めたか。

・ 稼働中の2池からなる配水池において、1池を休止した上での工事施工となるため、安定した水道の供給や工程短縮について技術提案を求めている。

イ 低入札調査基準価格を下回った場合、施工体制確保に対する加点がないが、技術評価の意義からすると相反するのではないか。

・ 国では低入札調査基準価格を下回った場合は、施工体制確認のためヒアリング調査を行い、施工可能との判断であれば減点はないが、結果としては、ほとんどのケースにおいて減点されていると聞いている。
県の総合評価方式においては最低制限価格制度を適用しており、下回った場合は失格である。
このため本市の施工体制確保に対する取扱いは、国や県の取扱いと変わらないものだと考える。

(3) 金沢市小立野小学校プール棟及び金沢市学校給食小立野共同調理場改築工事（建築工事）

ア 特に意見なし。

(4) 東部クリーンセンターポンプ等定期修繕工事

ア 参加可能業者が多くいる中で、参加業者が1者である理由は何か。

・ 今回の参加業者は、昨年の同工事においても参加した唯一の業者で、長年施工している。
入札参加要件のうち、参加可能な業種範囲を広げ、競争性を確保しようとしたが、当該工事はプラント施設のポンプ修繕という特殊性から、技術的に困難な部分があると考え、他の業者は参加を見送ったのではないかと考えている。
今後も、参加業者が限定される状態が続くようであれば、発注方法の変更を検討する必要があると考えている。

(5) 石引4丁目地内供給管及び配水管改良並びにガス管布設替工事

ア 特に意見なし。

(6) 大桑配水池耐震診断業務委託

ア 市内本店業者による入札とした理由は何か。

・ 本業務を履行可能な市内本店業者が多いことから、入札の競争性が確保できると判断したためである。

(7) 米泉町10丁目地内都市計画道路予備設計業務委託

ア 業者指名の基準はどのようなものか？

・ 役務等に係る契約事務手続要領に基づき業者数を決定し、土木コンサルタントのA・Bランクに登録のある8者を選定している。
優良業者を優先的に指名しているほか、その他の業者は地理的要素等を考慮して指名している。